

# 地方公共団体の財政の健全化に関する法律 に定める健全化判断比率等について

## 1 指 標（平成 23 年度決算に基づく本市の指標）

区 分	比 率	備 考
●実質赤字比率	—	実質赤字額は生じておりません。
●連結実質赤字比率	—	連結実質赤字額は生じておりません。
●実質公債費比率	12.8%	※3カ年平均
●将来負担比率	80.2%	
●資金不足比率	68.1%	中央卸売市場特別会計

## 2 早期健全化基準等（法令に定められている基準）

区 分	早期健全化基準等	財政再生基準
●実質赤字比率	11.25%	20.0%
●連結実質赤字比率	16.25%	30.0%
●実質公債費比率	25.0%	35.0%
●将来負担比率	350.0%	
●資金不足比率 ※	20.0%	

※ 資金不足比率は公営企業会計のみに適用され、基準は「経営健全化基準」と定義されております。

### 3 各指標の前年度決算との比較

区分	前年度比率	本年度比率	比較
●実質赤字比率	—	—	—
●連結実質赤字比率	—	—	—
●実質公債費比率	12.4%	12.8%	0.4ポイント
●将来負担比率	92.7%	80.2%	△12.5ポイント
●資金不足比率 (中央卸売市場特別会計)	—	68.1%	皆増

#### (増減要因)

##### ●実質公債費比率 (H23-H20 比較)

- ・公債費の増 (655 百万円 : 0.3 ポイント相当)
- ・芸術文化交流館 PFI 事業の償還に係る経費の増 (330 百万円 : 0.2 ポイント相当)

##### ●将来負担比率 (H23-H22 比較)

- ・復興基金等の充当可能基金残高の増 (4,098 百万円 : △6.5 ポイント相当)
- ・地方債現在高の減 (△3,515 百万円 : △5.6 ポイント相当)

##### ●資金不足比率 (中央卸売市場特別会計)

- ・東日本大震災に係る市場使用料等の減免により資金不足が生じたことによるもの。

### 4 健全化判断比率等の議会報告

法により、地方公共団体の長は、毎年度、前年度決算の提出を受けた後、速やかに健全化判断比率等を算定し、監査委員の審査に付したうえで、監査委員からの意見を付けて当該健全化判断比率等を議会へ報告し、かつ、公表しなければならないとされております。

### 【指標解説】

#### ① 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

#### ② 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率。

#### ③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。

本比率が 18%を超えた場合には、地方債制度のもとで起債発行に県知事の許可を得る必要がある許可団体に移行します。

#### ④ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

#### ⑤ 資金不足比率

各公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率。

## 5 財政健全化計画等の策定等

### ① 財政の早期健全化

健全化判断比率（指標解説①～④）のいずれかが、早期健全化基準（項目2参照）を超えた場合には、主に以下の規制を受けることとなります。

- a) 議会の議決を経て財政健全化計画を策定・公表し、国及び県へ報告
- b) 策定した財政健全化計画の実施状況を議会等へ報告し公表
- c) 計画の実施状況を踏まえ、必要に応じた国・県の勧告

### ② 財政の再生

健全化判断比率（指標解説①～③）のいずれかが、財政再生基準（項目2参照）を超えた場合には、主に以下の規制を受けることとなります。

- a) 議会の議決を経て財政再生計画を策定・公表し、国及び県へ報告
- b) 策定した財政再生計画の実施状況を議会等へ報告し公表
- c) 財政再生計画に国の同意を得ていない場合には、地方債発行の制限  
(災害復旧の事業費の財源とする場合等を除く)
- d) 計画の実施状況を踏まえ、必要に応じた国による予算変更等の勧告

### ③ 経営の健全化

資金不足比率（指標解説⑤）が、経営健全化基準（項目2参照）を超えた場合には、主に以下の規制を受けることとなります。

- a) 議会の議決を経て経営健全化計画を策定・公表し、国及び県へ報告
- b) 策定した経営健全化計画の実施状況を議会等へ報告し公表
- c) 経営健全化計画に国の同意を得ていない場合には、地方債発行の制限

(災害復旧の事業費の財源とする場合等を除く)

d) 計画の実施状況を踏まえ、必要に応じた国による予算変更等の勧告

- ※ ただし、当該年度の前年度の資金不足比率が経営健全化基準未満である場合であって、当該年度の翌年度の資金不足比率が経営健全化基準未満となることが確実であると認められる場合においては、経営健全化計画の策定を要しないこととなっています。
- ※ 中央卸売市場事業特別会計については、資金不足比率が経営健全化基準を超過しているものですが、これに係る対応については、別途お知らせいたします。

### 《参考》各比率の対象範囲

